

# 院政期女院の土地における「権利」と そこから産み出される「力」の考察 —不婚内親王宣陽門院（1181-1252）を中心に—

河合 佐知子\*

## 1. はじめに

二十世紀末まで数少なかった女院研究であるが、ここ二十年余りの間に大きな発展を遂げてきた。<sup>1</sup>その中でも、所領の番人に過ぎないとされていた女院が、実は、男院や朝廷を通すことなく所領を独自に管理する権利を持っていた、という重要な発見がなされた。<sup>2</sup>それ以後の研究では、女院はこれらの権利を基盤に、大荘園領主として多大な経済力と政治力を振るう存在であったことが強調されている。

女院は、確かに自身の所領において本所又は本家として、職の大系上最高の権利を保持していたとされる。しかし、八条院という、所領を日本各地に、ある時点では二百以上も持っていた女院でさえ、蔵の中に塵しか残っていなかった時もあるという。<sup>3</sup>物質に事欠く女院と中世の大富豪というイメージの間には、大きなギャップが存在する。最近では、野口華世氏の研究の様に、女院領を豊かな経済力の源ではなく、菩提を弔う役割を支えるもの、と捉え直す試みも見られる。<sup>4</sup>そういった試みに加えて、今後の女院領研究においては、土地に対する「権利」と実際に得られる「力」の違いを再検討することが必要なのではと思う。

## 2. オーソリティとパワーの関係

「権利」と「力」の関係は、英語で言うと、「オーソリティ」と「パワー」の関係ということがで

きる。研究者や分野によって、定義は変わるが、オーソリティとは社会的・法的に認められている権限や権利を指し、パワーとは何かをなし得たり、実際に影響を及ぼしたりする行使力を指す、と定義したい。

西洋の女性史学は、一九八〇年代から二〇〇〇年代にかけて、このオーソリティとパワーの違いに注目してきた。社会的・法的権利がない弱者もパワーが持てるということに着眼し、女性はいった弱者に入るという見方から、不利な状況下でも歴史上、実際にパワーを行使できた女性がいること—例えば、婚姻や出産を通して、または一人では無力でもグループで影響力を持つ可能性—を指摘してきた。<sup>5</sup>そして、「パワーを持つことは権利の獲得に繋がる」という、パワーからオーソリティのベクトルを強調してきた。しかし、権利を持てば本当に行使力が得られるのかという、逆方向のベクトル(オーソリティ→パワー)については、当たり前前の事の様だが比較的顧みられなかった部分で、さらなる研究の余地がある。

そうは言ってみても、荘園から得られる裕福度や、オーソリティがパワーを生み出す度合いを方程式か何かではじき出すことは史料上無理であろう。しかし、女院が荘園経営においてモノや人を動かせたかどうかは確実にパワーの有無を表している。つまり、女院のパワーについて理解するためには、女院を取り巻く物質文化や、女院の行事運営・御所での生活がいかに荘園によって支えられていたのかを、より具体的に検討することが重

\*南カリフォルニア大学 院生

要である。

### 3. 宣陽門院と『六条殿（長講堂）所領目録』

上記の視点を基に、宣陽門院のケーススタディを行った。宣陽門院は、一一八一年に、後白河院と高階栄子との間に生まれた皇女で、一一九一年に十歳ならずで女院になり、翌年三月の後白河の死後、六条殿御所とその敷地内に建てられた長講堂という持仏堂、そしてそれらを支える荘園を伝領した。この六条殿及び長講堂の所領とそれにかげられた公事を一年間の行事や目的別にリストにした、建久二年の年号を持つ史料が現存しており、「長講堂所領目録」又は「長講堂所領注文」といった史料名がつけられている。<sup>6</sup>しかし、この目録には六条殿御所での日常生活や仏教以外の行事を支える公事も多く含まれており、長講堂のみを支えていた訳ではない。そこで本稿では、長講堂も含めた六条殿の目録と考え、「六条殿所領目録」と呼ぶことにする。

この目録の大きな特徴は、異なる時期に書き加えられた情報が層になっている点である。しかし、大規模な書き加えは二度なされた。一度目は、宣陽門院伝領後、比較的早い時期に黒の小文字で追加されたコメントで、多くは負担すべきなのに納められなくなった公事に付けられている。(史料1の藤懸庄[例1]や蜂屋南庄[例2]の「不勤之」参照。)二度目の書き加えは、その後に赤字で足されたもので、蜂屋南庄の荘園名につけられた、①御免がその例として挙げられる。「御免」というのは、免除されたという意味で、この荘園は、最終的に全ての公事を免除されることになった。<sup>7</sup>これらのデータを基に、御所における警護や食事、そして菩提を弔う役割に焦点を当て、女院が荘園から実際に物資や労働力を得ることができたのかを見ていきたい。また、どんな問題に直面し、それに対してどんな戦略(方策)を使おうとしたかについても検討したい。

史料1 六条殿所領目録抜粋

例1：藤懸庄

不勤之 元三御簾二間

例2：① 御免 蜂屋南庄

元三雑事 御簾六間 御座六枚 大文二、  
小文二、紫二、

御臺所下口垂布一間 砂五両

不勤之 節器物 (後略)

### 4. 荘園支配と公事配分の戦略

まず、公事が次第に納められなくなる様子を元三御簾と斗納鍋の例を基に、円グラフ(図1)に示した。ここで100%に当るのは、この目録の荘園が最初の段階で宣陽門院御所に納めることになっていた正月の御簾の総数である。しかし、まもなく3%未納になり、その後にはそれプラス18%、つまり計21%が未納になる。また、斗納鍋は早い時期には未納が0%だったが、赤字追加の時点では75%が納められなくなった。これ以外にも、こういった傾向が見られる。荘園から物資を得ようとしても、計画通りにはいかず、土地におけるオーソリティが常に女院の経済的パワーを保証した訳ではないことが分かる(図1)。

次に、六条殿の警備について検討する。宣陽門院が実際に、独自で六条殿における経営・管理を始めたのは、一一九三年の五月である。しかし、それから半年も経たない同年九月に、御所の警備が手薄になる。『吾妻鏡』によると、全く人がいないという状況とさえ言われている。<sup>8</sup>六条殿敷地内には、長講堂と寝殿等の女院や女院に仕える者達が日常生活を営んでいた空間が含まれており、警備すべき主な門が五つあった。(図2)

史料2は、六条殿所領目録の市村高田荘の部分である。下線①に「門兵士三人<四足七月中下旬>」とあるように、女院は、月毎に各地の荘園から門兵士を集めようとしたようで、目録には守る

門と月と期間が記されていた。そして、これら五つの門の警護を任された荘園や提出する兵士の人数及び期間を月毎にまとめたものが図3の表である。

史料2 六条殿所領目録抜粋

市村高田庄

元三雑事(中略)

①門兵士三人<四足七月中下旬>(後略)

これによると、女院は各門に三人ずつ兵士を集めようとしたが、計画の時点でも警備されていない門が存在した。また、時が経つにつれて門兵士を勤めなくなる荘園が出てきたことが分かる。ここでもう一度、一一九三年九月の状況について、考えてみよう。九月の計画通りに事が進めば、油小路門以外には門兵士が送られたはずだが、そうはいかなかったようである。なぜだろうか。推定される理由としては、荘園領主の変わり目には、問題が起きやすいということ、また、一一九三年の時点では、まだこの目録が現存のような形をなしていなかった可能性が挙げられる。<sup>9</sup>

ただ、その後は警備問題が取り沙汰されておらず、完璧ではなくとも、荘園から門兵士やその他労働力を得る仕組みが、一時は軌道に乗ったかと思われる。そのために、宣陽門院及び院司がどんな戦略を用いたか考察してみよう。まず第一に、表1より、同じ荘園、または同じ地域の荘園から、同時期に門兵士が集められる仕組みになっていたことが分かる。例えば、一月には周防の阿武御領が、二月には備前の鳥取荘が多くを担当している。そして、五月には加賀の荘園、六月には肥後の六箇荘が大部分を担当している。また、坂北荘は、十一・十二月に渡って多くの門を担当している。同荘は、この後引き続き、一月に月充仕丁という労働者も出していた。このように、同じ荘園又は近隣の地域から、同時期に兵士を出させる目的は何なのだろうか。恐らく、荘民にとつ

て物資運搬面・安全面で有利となるように計らったのではないかと思われる。また、都に着いてからも、地元の者達は何人もいるというのは、兵士にとって精神的に有利であったに違いない。

第二の戦略として、門兵士や月充仕丁等の労働的課役と他の物資的課役を同じ月にかけての傾向が見られた。例えば、周防の阿武御領は、一月に門兵士九人に合わせて、御簾・御座・京筵紫畳・伊豫簾・宮御方御臺所垂布・雑仕装束を送ることになっていた。この他にも、備前の鳥取荘が二月に門兵士九人と彼岸御布施布十反を合わせて送っていた例や、阿波の那賀山が九月に門兵士六人と共に続松千八百把を送っていた例等がある。他の領主の荘園の史料であるが、この時代に、実際に兵士が現地から送られ、運送役を受け持っている例がいくつも見受けられる。とすると、労働力と他の物資を同じ月に要求することで、荘園側に効率の良いように計らったと考えることができる。本所は、ただ物資や労働力が上がってくるのを待っているだけではない。現地の状況や遠方から旅してくる人々の立場にも立って、公事を配分した可能性が推測できる。もちろん、そうすることで、物資の確保や荘園の存続にもつながり、自分自身の利益にもなっていく方策だったといえよう。

次に、御所での食生活や仏事を支えるための戦略について検討する。その一つとして、特定の公事に関しては、少量ずつ、多くの荘園に充てているという特徴が挙げられる。まず、毎日の食事についてであるが、宣陽門院は表2に見られるように、廻御菜という公事をかけて、毎月決まった日におかずを違う荘園から届けさせていた。毎日、全国各地の荘園から届けさせるのは、効率的でないように思われる。しかし、女院にとっては、このやり方は有利だった。まず、大きな保管場所がいないことやセキュリティの負担がないことが挙げられる。そして、冷蔵庫のない中世には保存面でも有利であったといえる(表2)。

別の例としては、後白河院の供養のための三月御八講の砂金がある。特にこの公事は、過半数以上の所領にばらけて充てられている。同じ荘園に大量に充てずに、このやり方を選んだのはなぜだろうか。まず、砂金が大量に取れる地域は限られており、多くの荘園は交易によって入手したため、定期的に大量に提出するのは難しかったと言える。二つ目に、特定の荘園に頼ることによるリスクを避ける意図があったと考えられる。三つ目に、後白河院忌日の行事という性格に注目してみると、毎年多くの荘園に後白河供養を負担させることで、経営に携わる者達に何かある種の義務感を認識させる狙いがあった可能性がある。宣陽門院は多くの所領を伝領したため、父親に溺愛されていたといわれる。しかし、後白河の死直後の宣陽門院は、比較的危うい政治的立場にあった。まず、彼女は幼少時から着実に昇進した訳ではなく、九歳で内親王になるまで史料には現れない。女院になる時には、後白河が死ぬ前にと急いだのであろうか。先例に背いた形をとったため、権威に欠ける女院だったとされる<sup>10</sup>。その上、強い外戚もいなかった。そういった宣陽門院の頼りの綱の後白河が死ぬと、彼の家臣が持続的に彼女に奉仕することは、どこまで保証できただろうか。そういう中で、後白河の菩提を弔うという特権と義務を取得したことは大きかった。宣陽門院は、数多くの荘園に後白河供養の費用を担わせ、多くの領家・荘官、もしくは荘民にまで、その特権と責任を認識させ、意味ある「需要」を提示したといえる。荘園から物を得る「必要性」と有意義な使い道を提示することは、最初に契約したからという、漠然とした理由のもとに公事を要求するよりも効果的であったろう。

需要の必要性に関連することに、この目録に含まれている「宮」・「二位局」のための用途がある。この「宮」と「二位局」は、六条殿で扶養されていた宣陽門院と母親の高階栄子を指したと言われている。しかし、宣陽門院自身が一一九二年に六

条殿領主になり、栄子が浄土寺に常住するようになって、この公事は免除されなかった。つまり、「宮」や「二位局」は、最初は特定の人物を指すところから始まったにせよ、後には、別の人物でこの二人に当てはまる立場の者達が現れることを予測したため残されたと思われる。天皇や院の子供を養子とすることは、政治的ネットワークを強め、それは荘園経営にも有利だった。実際に、宣陽門院は、一二〇〇年に後鳥羽の息子雅成を養子として引き取り六条殿で育て、雅成生母の藤原重子は一九九八年から一二〇七年まで従二位であった。<sup>11</sup>これらの公事は、当てはまる者がいない時期があっても、「御免」とならず続けられていく公事の一つである。将来を予測して公事を取捨選択することは、荘園支配上の一種の政策といえる。

## 5. 終りに

本稿では、女院の荘園経営について、オーソリティとパワーの関係を念頭において検討した。土地における権利があっても常に物資が獲得できるとは限らず、スムーズに力には変えていけない現状を指摘した。それを克服するためには、公事を配分する際に、何らかのストラテジーを使っていたのではないかということ述べた。それに加え、女院と荘園の関係について具体的な接点があることにも触れた。廻御菜のように毎月決められた日におかずを運んでくる者もいれば、半月や一ヵ月以上滞在して警護する兵士もいたことから、一年を通して定期的に、各地方の荘民が女院御所にやって来ていた訳である。女院は京都にいる荘園領主であるため、彼女と各地の荘園及びその住民との間には接点はなきに等しいと思われがちである。しかし、荘民にとって、領主である女院は、雲の上の非人間的存在ではなく、京都の六条通りの屋敷に住み、食事をすれば行事を営んだりもすると少なからず知っていたはずである。女院も、各地から御所にやって来て生活を支えている荘民達が

いることに少なからず気付いていた可能性が高い。公事を配分する際のストラテジーも、こういった荘園領主と荘園との接点を意識しながら検討すると、新しい発見が見えてくるのではないだろうか。

また、今回の報告では詳しく述べる時間がなかったが、今後の課題として以下の二点に簡単に触れておきたい。まず、女院の「独立性」や卓越性が強調される傾向にあるが、女院は「独立性」を武器にするというより、他の有力な権門と交渉して荘園経営における影響力を高めている例が多い<sup>12</sup>。例えば、宣陽門院は丹波の野口荘に問題が発生した時に、幕府から支援を得ている。八条院や上西門院は、自分の下文に加え、男院にも命令も出してもらい、問題解決に臨んでいる。また、八条院の紀伊の荒川荘のように、高野山に寄進し、荘園経営にたずさわる権利を自ら否定する方向に出る例さえある。時には権利と責任を任せてしまうことで、女院は経済的、政治的、宗教的パワーを得ていたことを指摘しておきたい。

第二点目に、女院に仕える者達が所領経営関わっていたことと、女院に仕えた者達が女院の御給で政治的昇進を遂げていたことは既に知られている<sup>13</sup>。しかし、女院の荘園経営と御給制度の関わりについては余り言及されていない。退転しつつある荘園を保持したり、悪条件下でも利益を得たりするために、いかに女院が御給を利用したかについて、今後さらなる考察をしていきたい。

## 註

<sup>1</sup> 女院とは、太上天皇になぞらえて作られた称号で、天皇の生母であり、なお且つ、后（中宮・后・皇太后・太皇太后）でもある女性に与えられるものであった。しかし、次第にその対象が拡大し、上記の条件を満たさない女院が出てくる。今回ケーススタディを行った宣陽門院は、后でも准母でもなく女院になった初例である。また、出家に伴って女院となった最初の二例があるが、その後の例では女院号宣下と出家の関係は薄いと言ってよい。

<sup>2</sup> 伴瀬明美「院政期～鎌倉期における女院領について—中世前期の王家の在り方とその変化—」『日本史研究』374号（1993）を参照。

<sup>3</sup> 八条院に仕えていた女房、健御前日記「たまきはる」には、「御蔵には、塵よりほかに残りたる物なし」とある。玉井幸助『健寿御前日記』日本古典全書 朝日新聞

社（1954）、三角洋一『とはずがたり たまきはる』新日本古典文学大系 岩波書店（1994）等参照。

<sup>4</sup> 野口華世「女院をめぐる研究の現状と課題—王家領としての女院領研究を中心に」『総合女性史研究会』23号（2006）

<sup>5</sup> 例えば、中世ヨーロッパ女性の地位の直線的低下を説いた既存研究に対し、二十世紀後期の女性史研究者は批判的姿勢を取り、たとえ女性の権利が様々な面で制限されていく中でも、パワーを持つことは可能であり、直線的な地位の低下は見られないとした。そういった「弱者である女性の力（Power of the Weak）」とはどういうものか、またどのような方法をもって女性は影響力を発揮できたのかという考察は、女性史を大きく発展させる原動力となった。以下の研究を参照のこと。Sharon Farmer, “Persuasive Voices: Clerical Images of Medieval Wives,” *Speculum* 61, no. 3 (1986); Jennifer Carpenter and Sally-Beth MacLean, eds., *Power of the Weak: Studies on Medieval Women* (Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 1995); Katherine Crawford, “Catherine de Médicis and the Performance of Political Motherhood,” *Sixteenth Century Journal* 31, no. 3 (2000); Barbara J. Harris, *English Aristocratic Women 1450-1550: Marriage and Family, Property, and Careers* (Oxford: Oxford University Press, 2002); Kathryn M. Ringrose, “Women and Power at the Byzantine Court,” in *Servants of the Dynasty: Palace Women in World History*, ed. Anne Walthall (Berkeley, Los Angeles, and London: University of California Press, 2008).

<sup>6</sup> 京都大学総合博物館所蔵。一部分であるが、写真が『京都大学文学部博物館の古文書』第一輯に納められている。また、東京大学史料編纂所に明治四年の影写本が残っている。全体像は、『日本塩業大系中世1』や『兵庫県史料編：中世9』を参照。

<sup>7</sup> 黒の小文字コメントには後白河の時期に変えられた内容も含まれるが、宣陽門院時期の変化には触れられていない。これより、後白河以後で宣陽門院が次世代に所領を受け渡す以前の追加の可能性が高い。赤小文字の追加時期は未詳であるが、公事が次第に出されなくなる傾向にあったことは明らかである。

<sup>8</sup> 『吾妻鏡』建久四年九月七日条。この年、宣陽門院は荘園に圧力をかけるのではなく、幕府に支援を得る方法を選ぶこととなった。

<sup>9</sup> 六条殿・長講堂所領群は建設後すぐには定められなかったようである。例えば、一一八八年の焼失の際の再建費用は国に課されている。後白河院の起請文（一一九二年）より、死の二カ月前には、所領が集められていたことが分かるが、数年の間に一気に九十近くもの所領が集められ、しかも綿密なプランが作られたかについては疑問が残る。この目録には、後白河供養の三月御八講が含まれていることから、宣陽門院伝領後に作成されたことは確実であり、この他にも、後白河死後に追加・改善された公事が存在したことは否定し難い。但し、宣陽門院伝領後一年余りの一一九三年九月の時点では、まだ現存リストのような警護の仕組みが整っていなかった可能性がある。

<sup>10</sup> 後白河院の死直後の宣陽門院の政治的地位については、樋口健太郎「女院制の展開と執事」（上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版、2008）及び江

草弥由起『物語二百番歌合』の成立をめぐる一宣陽門院との関わりを軸に『和歌文学研究』99号(2009)を参照。

<sup>11</sup> 『大日本史料』4編5冊及び「女院次第」を参照。

<sup>12</sup> 男院等の他権門による女院領への「介入」は、女院の自立的荘園経営の損失を示すものではなく、女院の政治的交渉力が荘園経営にいかに関与していたを示すという見方も出てきている。遠藤ゆり子「十二世紀末の戦争を通してみる寄進の一考察」

『再考中世荘園制』(遠藤ゆり子・蔵持重裕・田村憲美編、岩田諸院、2007)参照。

<sup>13</sup> 例えば、永井晋「十二世紀中・後期の御給と貴族・官人」『国学院大学大学院紀要』17号(1986年)、石井進「源平争乱期の八条院周辺—「八条院序文書」を手がかりに」『石井進著作集』第7巻(岩波書店、2005)、布谷陽子「宣陽門院領伝領の側面—宣陽門院領目録の検討を通じて」『歴史』100号(2003)等を参照。

図1 時間の経過に伴い増加する「不勤」や「御免」

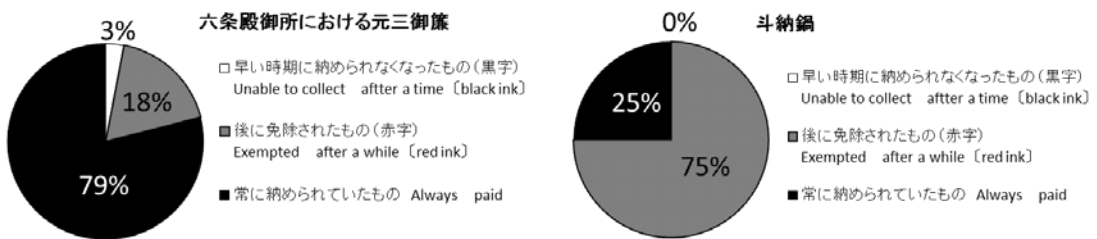


図2 六条殿地区

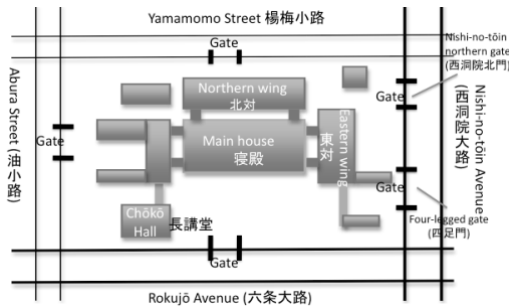


表2 御廻菜

日	庄園名	日	庄園名	日	庄園名	日	庄園名	日	庄園名		
1	六箇庄(肥後)	2	六箇庄(肥後)	3	野口庄(丹波)	4	井家庄(加賀)	5	蜂屋北庄(美濃)	6	山香庄(遠江)
7	山香庄(遠江)	8	朝来新田庄(但馬)	9	坂北庄(越前)	10	坂北庄(越前)	11	宮津庄(丹後)(近年不動之)(元は伊祢庄役)	12	弓削庄(丹波)(近年不動之)
13	六條郷(美濃)	14	蜂屋南庄(美濃)(御免)和田庄(若狭)(御免)	15	宇田弘見庄(美濃)和田庄(若狭)(御免)	16	稲木庄(尾張)(御免)	17	志宜寺(摂津)	18	阿波一宮(阿波)
19	鳥取庄(備前)	20	鳥取庄(備前)	21	上日本庄(能登)(隔月)同新庄(能登)(隔月)忽那嶋(伊豫)(上日新庄分/隔月)	22	井口【北】庄(安芸)	23	阿武御領(周防)	24	阿武御領(周防)
25	深萱庄(美濃)	26	志賀島(筑前)	27	松井庄(播磨)	28	玖珂庄(周防)	29	久永御厨(伯耆)	30	住吉庄(信濃)(毎日/今年から)

表1 門兵士

1月	西洞院北門	3人 30日 阿武御領 (周防)
	四足門	勤める荘園なし
	六条面門	3人 30日 市俣郷 (美濃) → 赤字で「御免」
	楊梅面門	3人 30日 阿武御領 (周防)
	油小路門	3人 30日 阿武御領 (周防)
2月	西洞院北門	3人 30日 鳥取庄 (備前)
	四足門	3人 30日 松井庄 (播磨)
	六条面門	3人 30日 鳥取庄 (備前)
	楊梅面門	3人 (上・中旬) 深雲庄 (美濃)
	油小路門	3人 30日 鳥取庄 (備前)
3月	西洞院北門	3人 30日 井家庄 (加賀)
	四足門	3人 30日 前山庄 (丹波)
	六条面門	3人 15日 (上旬) 井家庄 (加賀) 3人 15日 (下旬) 松浦庄 (肥前)
	楊梅面門	3人 30日 住吉庄 (信濃)
	油小路門	勤める荘園なし
4月	西洞院北門	人数指定無し 30日 久美庄 (丹後)
	四足門	人数指定無し 30日 久美庄 (丹後) 3人 30日 平津庄 (播磨)
	六条面門	3人 30日 野間内海庄 (尾張)
	楊梅面門	3人 30日 菅生庄 (播磨)
	油小路門	3人 30日 三崎 (伊豫)
5月	西洞院北門	3人 20日 富安庄 (加賀)
	四足門	3人 20日 富安庄 (加賀)
	六条面門	3人 25日 和田庄 (加賀) → 赤字で「御免」
	楊梅面門	弓削庄 (加賀) 及び伊赤庄 (丹波) → 赤字で「不動」とあり。つまり、指定されていた二つの荘園が勤めなくなった。
	油小路門	3人 25日 和田庄 (加賀) → 赤字で「御免」
6月	西洞院北門	3人 30日 六箇庄 (肥後)
	四足門	3人 30日 六箇庄 (肥後)
	六条面門	3人 30日 六箇庄 (肥後)
	楊梅面門	3人 30日 菟東小代庄 (or 菟東) (但馬)
	油小路門	3人 30日 六箇庄 (肥後) 3人 30日 葺屋 (摂津)
7月	西洞院北門	勤める荘園なし
	四足門	3人 10日 (上旬) 葺屋 (摂津) 3人 (中下旬) 市村高田庄 (信濃) → 赤字で「御免」 人数指定無し 15日 (下旬) 六條郷 (美濃)
	六条面門	3人 30日 新保御厨 (越中)
	楊梅面門	3人 (上旬) 霧郷 (美濃) 3人 (下旬) 河北庄 (備後)
	油小路門	3人 (上旬) 稲橋庄 (伯耆) 3人 (下旬) 篠木庄 (尾張)
8月	西洞院北門	3人 10日 (下旬) 石垣庄 (紀伊)
	四足門	3人 30日 伊自良庄 (美濃)
	六条面門	3人 30日 巨勢庄 (肥前)
	楊梅面門	3人 20日 (上旬) 上日本庄 (能登) 3人 10日 (下旬) 同新庄 (能登)
	油小路門	人数指定無し 30日 吉河庄 (越後)
9月	西洞院北門	3人 30日 那賀山 (阿波)
	四足門	3人 30日 那賀山 (阿波)
	六条面門	3人 30日 上門真庄 (尾張)
	楊梅面門	3人 (上旬) 上門真庄 (尾張) 3人 (中・下旬) 革手加納郷 (美濃)
	油小路門	勤める荘園なし
10月	西洞院北門	3人 30日 宇多弘見庄 (美濃)
	四足門	3人 30日 田村庄 (丹後)
	六条面門	3人 30日 蜂屋南庄 (美濃) → 赤字で「御免」
	楊梅面門	3人 30日 蜂屋南庄 (美濃) → 赤字で「御免」
	油小路門	3人 30日 久斗大庭庄 (但馬)
11月	西洞院北門	人数指定無し 30日 山香庄 (遠江) 人数指定無し 10日 稲木庄 (尾張) → 赤字で「御免」
	四足門	3人 15日 (上旬) 蜂屋北庄 (美濃) 3人 5日 (下旬) 木前庄 (但馬)
	六条面門	人数指定無し 30日 稲木庄 (尾張) → 赤字で「御免」
	楊梅面門	勤める荘園なし
	油小路門	人数指定無し 30日 山香庄 (遠江) 3人 15日 坂北庄 (越前)
12月	西洞院北門	3人 30日 坂北庄 (越前)
	四足門	3人 30日 坂北庄 (越前)
	六条面門	3人 30日 坂北庄 (越前)
	楊梅面門	3人 30日 坂北庄 (越前)
	油小路門	3人 15日 坂北庄 (越前)
間月	西洞院北門	3人 30日 朝来新田庄 (但馬)
	四足門	3人 30日 朝来新田庄 (但馬)
	六条面門	3人 20日 (上旬) 麻畑御領 (阿波) 3人 20日 (下旬) 生口【北】庄 (安芸)
	楊梅面門	勤める荘園なし
	油小路門	3人 (上・中旬) 阿波一宮 (阿波)